

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年6月2日	松竹タクシー 株式会社(法人番号 5120001029105) 代表者 牛島 憲 人	大阪府大阪市港区市岡2 丁目7番3号	本社営業所	大阪府大阪市港区市岡2丁目7番3号	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和8年6月2日	さくらタクシー 株式会社(法人番号 5120001094850) 代表者 畠山 明 秀	大阪府大阪市福島区福島 6丁目2番6号	加島第一営業所	大阪府大阪市西淀川区竹島4-10-8	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和8年6月2日	JKM 株式会社(法人番号 4120101060844) 代表者 王 羽中	大阪府貝塚市二色2丁目5 番5	本社営業所	大阪府大阪市西成区長橋2-6-4	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	3	0
令和8年6月3日	ワンコイン堺 株式会社(法人番号 4120101022043) 代表者 柳澤 健 太	大阪府堺市中区新家町 313番地	本社営業所	大阪府堺市中区新家町313番地	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和8年6月3日	サクラトラベル 株式会社(法人番号 2120001267888) 代表者 李 冠楠	大阪府大阪市西淀川区中 島1丁目35番71-14号	本社営業所	大阪府大阪市住之江区浜口西2丁目11 番6	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和8年6月5日	有限会社 共立タクシー(法人番号 4160002000557) 代表者 久保 勝 也	滋賀県大津市比叡辻2丁 目4番地31号	本社営業所	滋賀県大津市比叡辻2丁目4番地31号	輸送施設の使用停止(33日 車)	道路運送法(以下「法」)第 13条	令和7年11月18日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(法第13条)	4	4
令和8年6月8日	株式会社 アドバンス(法人番号 2120001248822) 代表者 池田 奎	大阪府大阪市大正区千島 1丁目1-51	本社営業所	大阪府大阪市大正区千島1丁目1-51	輸送施設の使用停止(140 日車)	道路運送法(以下「法」)第 20条及び法第27条第3項	令和7年8月18日及び同年9月25日、新規許可を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(法第20条)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務【未受診】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(4)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)、(5)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)、(6)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【一部記録なし】(運輸規則第38条第1項)、(7)点検整備関係義務違反【3月点検整備の未実施】(運輸規則第45条、道路運送車両法第48条)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	14	14

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年6月10日	株式会社 鐘(法人番号 9130001061367) 代表者 徐離 帥	京都府京都市東山区福稲 御所ノ内町34番地1	京都営業所	京都府京都市南区上鳥羽川端町274	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐停車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和8年6月10日	JS晁行 株式会社(法人番号 2120001264241) 代表者 朱 詩画	大阪府大阪市中央区南船 場2丁目2-4	西成営業所	大阪府大阪市西成区北開1丁目1-22	輸送施設の使用停止(60日 車)	道路運送法(以下「法」)第 20条及び法第27条第3項	令和7年11月18日及び同年12月17日、新規許可を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(法第20条)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務【未受診】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(5)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)、(6)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【適性診断の受診状況】(運輸規則第38条第2項)	6	6
令和8年6月15日	TK観光株式会社(法人番号 2120101061836) 代表者 崔 漢	大阪府大阪市中央区南船 場2-5-19	大阪営業所	大阪府泉南市男里7丁目26番11号	輸送施設の使用停止(200 日車)	道路運送法(以下「法」)第 23条第3項、法第27条第3 項及びタクシー業務適正 化特別措置法(以下「タク 特法」)第3条	令和7年8月14日、同年8月22日、同年11月10日及び同年11月28日、新規許可を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任解任届出違反【選任又は解任の届出に係るもの】(法第23条第3項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務【未受診】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)業務の記録義務違反【記録の改ざん・不実記載】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(4)乗務員証の記載、携行義務違反(運輸規則第37条第3項)、(5)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【適性診断の受診状況】(運輸規則第38条第2項)、(6)点検整備関係義務違反【3月点検整備の未実施】(運輸規則第45条、道路運送車両法第48条)、(7)点検整備記録簿等の記載違反等【記録の保存】(運輸規則第45条、道路運送車両法第49条)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(10)自動車に関する表示義務違反(法第95条)、(11)無登録運転者の乗務(タク特法第3条)	20	20
令和8年6月25日	滋賀タクシー 株式会社(法人番号 7160001005439) 代表者 田畑 太 郎	滋賀県甲賀市甲南町大字 寺庄395番地2号	草津営業所	滋賀県東海市小柿8丁目7番8号	輸送施設の使用停止(33日 車)	道路運送法(以下「法」)第 13条	令和7年11月28日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(法第13条)	4	4

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年6月29日	ASOBI 株式会社(法人番号 7120001255302) 代表者 程 思量	大阪府堺市北区新金岡五 丁3番306号	本社営業所	大阪府堺市北区新金岡町5丁3番306	輸送施設の使用停止(285 日車)	道路運送法(以下「法」)第 20条及び法第27条第3項	令和7年9月2日、同年9月10日及び同年10月21 日、新規許可を端緒として監査を実施。13件の違 反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(法第 20条)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の 業務【未受診】(旅客自動車運送事業運輸規則 (以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)点呼の実 施義務違反【未実施】(運輸規則第24条第1項、第 2項)、(4)点呼の記録義務違反【記載事項の不 備】(運輸規則第24条第5項)、(5)点呼の記録義 務違反【記録の改ざん・不実記載】(運輸規則第24 条第5項)、(6)業務の記録義務違反【記録事項の 不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(7)乗務 員等台帳の作成、備付け義務違反【作成】(運輸 規則第37条第1項)、(8)乗務員証の記載、携行義 務違反(運輸規則第37条第3項)、(9)「旅客自動 車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して 行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告 示」)による運転者に対する指導監督義務違反【大 部分不適切】(運輸規則第38条第1項)、(10)運転 者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保 存義務違反【記録の改ざん・不実記載】(運輸規則 第38条第1項)、(11)指導監督告示による運転者 に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反 【特別な指導の実施状況】(運輸規則第38条第2 項)、(12)運行管理者の指導監督義務違反(指導 監督不適切)(運輸規則第48条の3)、(13)自動車 に関する表示義務違反(法第95条)	29	29